

( 別添 5 )

短期入所の取り扱いについて

対象者区分	障害者自立支援法以前			障害者自立支援法以降		
	事業名	根拠法律	事業の内容	事業名	根拠法律	事業の内容
障害児	児童短期入所	児童福祉法	宿泊を伴わない短期入所も対象	短期入所	障害者自立支援法	宿泊を伴うもののみを対象
知的障害者	知的障害者短期入所	知的障害者福祉法	〃			
身体障害者	身体障害者短期入所	身体障害者福祉法	〃			
全ての障害児者	-	-	-	地域生活支援事業(日中一時支援事業)	〃	宿泊を伴わないものを対象